

提出されたコメントの概要とコメントに対する金融庁の考え方

凡例

「考え方」:「公認会計士・監査法人に対する懲戒処分等の考え方(処分基準)について」
 「旧処分基準」:改定前の「公認会計士・監査法人に対する懲戒処分等の考え方について」
 (平成17年3月31日公表)

1. 「考え方」全般について

コメントの概要	コメントに対する金融庁の考え方
処分の量定全体について	
<p>公認会計士法改正により、課徴金、業務改善命令等の手当てがなされたことから、処分の選択肢が多様化し、また、その弾力的な対応が可能となったが、処分が組み合わされることで従前と比較して過重となることのないようにするべきではないか。</p>	<p>旧処分基準においても、「懲戒処分等の公平性を担保するために、同種の懲戒処分等の事例を参照する」とこととされており、本改定は旧処分基準における基本的な考え方を変更するものではないことから、ご指摘の点についても、十分留意してまいります。</p>
<p>例外的とはいえ、公認会計士に対して登録抹消処分に加えて課徴金を課すこと、監査法人に対して解散命令処分に加えて課徴金を課すことを検討する場合があるとしている。これらは、結果として処分の上限が引き上げられていると考えられるが、処分の強化を意図しているのか。</p>	<p>課徴金は、違法行為を行った者に対して、経済的な負担を課すことで違法行為の抑止するための制度です。</p> <p>本改定は、旧処分基準における基本的な考え方を変更するものではないことから、処分の強化を意図するものではありませんが、例えば、登録抹消等の処分を覚悟のうえで、不当に高い監査報酬を得るといった事件の発生を抑止するためにも、極めて悪質な場合には、登録抹消等に加えて課徴金を課す必要があるものと考えています。</p>
<p>監査法人の業務停止処分について、旧処分基準では、監査法人全体に対してではなく一部分(部門、従たる事務所など)又は一部の業務に対してのみの業務停止を行うことができる旨が明示されていたが、改定(案)ではこの点が明らかでない。例えば、監査法人の虚偽証明・不当証明の場合に、一部分(部門、従たる事務所など)の業務停止や監査契約の新規の締結に関する業務以外の業務の一部停止は従前同様にあるのか。</p>	<p>本改定は旧処分基準の基本的な考え方を変更するものではありませんので、従前どおり、監査法人の既存業務の一部を停止することも考えられます。</p> <p>処分の対象となる業務の範囲に関することであり、上記の点を明確にするため、監査法人の既存契約に係る業務を停止する場合に、一部分の業務の停止を行うことができる旨を改定後の「考え方」にも記載することといたします。</p>
<p>個人の公認会計士に対しては、一定の期間の業務停止や経済的損失を課すことにより、社会的また事実上、公認会計士としての信頼と仕事を失うこととなり、十分な不正等に対する抑止となると考えられるため、故意の虚偽証明等について、登録抹消ではなく、業務停止2年以内又は一定の課徴金を課すことが適切ではないか。</p>	<p>公認会計士は、監査及び会計の専門家として、独立した立場において、財務に関する情報の信頼性を確保することにより、投資者及び債権者の保護等を図ることを使命としています。</p> <p>このため、公認会計士が、企業の財務書類に虚偽の記載があることを知りながら、その財務書類に虚偽の記載はないと証明することは、公認会計士の証明を信頼して取引等を行う投資者及び債権者の保護等に重大な悪影響を与えるため、業務停止ではなく、登録を抹消することを基本としているものです。</p>

契約の新規の締結に関する業務の停止について	
<p>処分の考え方では、一定の期間は業容の拡大を禁止するとされているのだから、「監査契約の新規の締結に関する業務の停止」として、禁止する業務を監査に制限する必要はないのではないか。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、処分の考え方に記載した、監査法人の業容の拡大を禁止するという趣旨が明確になるよう、監査以外の業務についても、契約の新規の締結に関する業務が禁止されていることが明確になる記載といたします。</p>
<p>虚偽証明・不当証明に対する監査法人の処分について、課徴金+監査契約の新規の締結に関する業務の停止+業務改善命令が基本とされているが、「監査契約の新規の締結に関する業務の停止」については、その対象範囲を明確にすべきである。</p> <p>例えば、既存契約に密接に関係した契約の新規締結（既存の関与先の会社が分割した場合等）、既存契約の更新、新規上場クライアントに対し既存の任意監査契約を金融商品取引法上の監査契約に切り替える場合、既存の契約締結先が過年度財務諸表を遡及修正する際に所要の監査を実施する場合までが含まれることになると企業側に対して過度な負担となると考えられる。</p>	<p>処分に際しては、個々の事案ごとに、それぞれの事情に応じて、停止される業務から除外される業務を明確にして処分を行います。</p> <p>契約の新規の締結に関する業務の停止は、一定期間、監査法人の業容の拡大を禁止することを目的としたものです。このため、一般的には、既存の監査契約の更新のように、業容の拡大に繋がらず、かつ当該行為を禁止することにより、善意の被監査会社と与える影響が大きいものについては、禁止の対象には含まれないものと考えられます。</p> <p>ご指摘の4種類の契約の締結については、一般的には、禁止の対象に含める必要性が少ない業務と考えられますが、既存の契約が処分の直前に急遽締結されたものである場合には、ご指摘の業務であっても既存契約に関連する業務とは見なされない場合があります。</p> <p>また、契約の新規の締結に関する業務とは、新たな報酬の獲得のために、特定企業に対して業務内容を説明するなどの行為は含みますが、広告などのように、不特定多数の者に対して法人の業務内容全体を表示するだけの行為は含みません。</p>

2. 「考え方」(別紙)について

コメントの概要	コメントに対する金融庁の考え方
<p>有限責任監査法人に対する処分について</p> <p>有限責任監査法人の登録後、登録拒否事由に該当した場合に、業務改善命令とともに改善までの間の一部業務停止処分を基本としているが、過重ではないか。業務改善命令のみで足りるのではないか。</p>	<p>有限責任監査法人制度は財産的基盤の確保等を通じて被害者保護を図る観点から、最低資本金制度や供託金制度を設けています。このため、当該財産的基盤の確保がなされていない状態のまま、有限責任監査法人として、新たに債務を負うことは不相当と考えます。</p>
<p>特定社員に対する処分について</p> <p>特定社員の基本となる処分の量定において、倫理規定違反（金品の受領など重大な場合）についてのみ、業務従事停止1月と公認会計士の業務停止3月に比べて短くなっているが、この場合のみ期間が異なる取扱いをする理由はないのではないか。</p>	<p>ご指摘の点について、特定社員と公認会計士とで異なる取扱いをする必要はないと考えられるため、特定社員の倫理規定違反（金品の受領など重大な場合）について、公認会計士の場合と同様、監査法人の業務従事停止3月といたします。</p>
<p>処分の過重軽減について</p> <p>旧処分基準にもあった事項であるが、刑事訴追</p>	<p>懲戒処分等は、金融庁が独自に行う調査にお</p>

<p>されたことをもって処分を加重することは不適切ではないか。有罪の確定判決が出ていない時点で処分の加重は行うべきでないのではないか。</p>	<p>いて、法令違反の事実が確認された場合に、当該行為の悪質性や社会的影響等を考慮して行うため、刑事事件の確定判決前に懲戒処分等を行うこともあります。</p> <p>公認会計士等が刑事訴追された場合には、監査の信頼性等に与える社会的影響が大きいことから、過重要因の一つとして記載したものです。</p>
<p>その他</p>	
<p>日本公認会計士協会の自主規制機能強化のため、重大な会則違反を反復している場合を法令違反に対する懲戒処分等の事由に加えることを検討されたい。</p>	<p>公認会計士法上、公認会計士は、日本公認会計士協会の会則を守る義務を有しており、日本公認会計士協会は、会員に懲戒事由に該当する事実があると認めるときは、その事実を金融庁に対して報告することとされています。</p> <p>このため、日本公認会計士協会の会則違反が、公認会計士全体の信用を失墜する「重大な信用失墜行為」に該当する場合には、改定後の「考え方」に基づき処分を行うことが可能と考えられます。</p>